

令和7年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第166号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案	1
--	---

II 請願説明

請願第52号 先生増やして、ゆきとどいた教育を求めることについて

III 所管事項説明

1 県立高等学校の活性化について	2
2 三重県立学校の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の 策定について	7
3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく三重県教育委員 会特定事業主行動計画」の改定について	9
4 いじめへの対応について	11
5 不登校児童生徒への支援について	16
6 国事業「高等学校DX加速化推進事業」における取組について	22
7 I C Tを活用した教育の推進について	26
8 読書活動の推進について	31
9 審議会等の審議状況について	35

別冊1 令和7年度鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

別冊2 令和7年度伊賀地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

別冊3 令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

別冊4 県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について答申（部会長案）

令和7年12月10日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第 166 号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を整備するものです。

2 改正内容

- ・時間外勤務特例規定に係る対象者の見直し

時間外勤務に関する特例の対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除くものです。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行します。

所管事項説明

1 県立高等学校の活性化について

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業者数は、令和7年3月卒の15,718人を指数100とすると、15年前の平成22年3月卒の18,608人が指数118であるのに対し、15年先の令和22年3月卒は9,112人で指数58となることが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）（以下「計画」という。）に基づき、1学年3学級以下の高校がある県内6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業者数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。今年度は、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域において、令和10年度に想定される学級減への対応等について方向性を取りまとめました。

また、現行計画の計画期間が令和8年度末で満了することから、次期計画の策定に向けた検討を進めています。

I 県立高等学校の学びと配置について

1 各地域の活性化協議会における「協議会のまとめ」

地域協議会を設置している6地域のうち、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域については、11月までに協議会としての考え方を取りまとめられました。各地域における「協議会のまとめ」の概要は以下のとおりです。

（1）鈴鹿亀山地域（4回開催[①7/10、②9/9、③10/28、④11/20]）

ア まとめの概要

鈴鹿亀山地域では、15年先に現在の1学年28学級から12～14学級程度となることが見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、石薬師高校については令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とし、当地域の県立高校6校を5校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊1】令和7年度鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先（令和22年度）を見据えた令和10年度までに想定される3学級減への具体的対応】

※別冊1より抜粋

- 大学進学のニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる高校を、地域に1校は配置する。
- 専門学科や専門性の高い普通科のコースなど、多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できる環境を提供できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 工業等の学びについては、今ある学びを充実させる。
- 多様な子どもたちが一人ひとりの状況に応じて安心して学べる教育環境を、すべての学校において充実させる。
- こうした教育環境を実現するため、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から石薬師高校を募集停止とし、当地域の全日制課程6校28学級を5校25学級へと再編し、各県立高校の特色化・魅力化を図る。

イ 主な意見（第4回）

- 石薬師高校を募集停止とするのであれば、石薬師高校が果たしてきた役割や機能を、地域の県立高校がしっかりと引き継いでほしい。
- 中学生や保護者の不安の払しょくのため、再編に係る説明を丁寧に行ってほしい。
- 今後、さらに少子化が進むとともに、校舎の老朽化が著しく進行していく。子どもたちのために夢のある高校づくりを進められるよう、次年度以降の協議を加速させ、早期に方向性を示していく必要がある。

（2）伊賀地域（3回開催[①8/5、②9/22、③11/6]）

ア まとめの概要

伊賀地域では、15年先に現在の1学年25学級から10～12学級程度となることが見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、あけぼの学園高校については令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とし、当地域の県立高校5校を4校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊2】令和7年度伊賀地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先（令和22年度）を見据えた令和10年度に想定される1学級減への具体的対応】

※別冊2より抜粋

- 大学進学のニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級の高校を、地域に1校は維持する。
- 専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持しながら、専門学科や総合学科の系列における共通した学びの集約を図る。県内で唯一の「美容の学び」についても当地域の総合学科において維持させる。
- 学校行事、部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 定時制のあり方や入試制度を含め、学びのセーフティネット機能の充実を図り、不登校を経験した生徒、外国につながりのある生徒、特別な支援が必要な生徒など、多様な子どもたちがどの学校においても安心して学べる教育環境を整える。日本語の指導や「学び直しの機能」の充実については定時制を中心に進め、通級による指導については全日制への導入をめざす。
- こうしたことから、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）からあけぼの学園高校の募集を停止し、5校を4校に再編することにより当地域の子どもたちの多様で豊かな学びを維持するとともに、当地域の県立高校の一層の特色化・魅力化を図る。

イ 主な意見（第3回）

- あけぼの学園高校における美容の学びや機能がどのように引き継がれるのかを具体的に示して、子どもたちや保護者の不安の払拭に努めてほしい。
- 特別な支援を必要とする生徒に対する教育の充実を図るため、「通級による指導」を当地域の高校にもできるだけ早期に導入してもらいたい。
- 地域の高校の特色化・魅力化については、あけぼの学園高校の募集停止で終わらせることなく、存続する4校の学びや機能を充実させることが大切である。

(3) 伊勢志摩地域（3回開催[①7/28、②9/29、③11/18]）

ア まとめの概要

伊勢志摩地域では、15年先に現在の1学年29学級から11～14学級程度となることが見込まれています。今年度の協議では、これまでの協議やアンケート結果をふまえ、令和10年度に想定される学級減への対応として、南伊勢高校度会校舎と志摩高校の2校については令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とし、当地域の県立高校9校を7校に再編して、特色化・魅力化を図るとの方向性が取りまとめられました。

【別冊3】令和7年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

【15年先(令和22年度)を見据えた令和10年度に想定される3学級減への具体的対応】

※別冊3より抜粋

- 大学進学のニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級以上の普通科高校を、地域に1校は維持する。
- 現在ある専門的な学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 総合学科の学びのあり方については、引き続き協議する。
- 多様な背景をもつ子どもたちが安心して学べる環境のあり方については、引き続き協議する。
- こうしたことから、令和10年度に南伊勢高校度会校舎と志摩高校の募集を停止することとし、全日制課程の県立高校9校を7校に再編して、これまで両校が担ってきた地域の学びを引継ぎつつ、学びを整理統合することで、伊勢志摩地域全体の県立高校の学びの充実を図る。
- なお、伊勢志摩地域における多様な学びの提供を保障する観点から、15年先に3校程度に集約されるうちの1校となる、県内唯一の学科を有する水産高校においても、進学や就職などの多様なニーズに応える普通科に準ずる学びを取り入れる必要がある。

イ 主な意見（第3回）

- 高校生にとっては、多様な人や価値観の中で学ぶことが大切である。また、高校進学により長くなる通学時間を、学びの機会の1つとして活用することも考えられる。
- 学びのセーフティネット機能を含む地域の高校の将来構想を示していくことが必要である。
- 生徒減により全ての高校が小規模化し、魅力化が難しくなることを考えれば、2校の募集停止はやむを得ない。しかし、その役割を存続する高校に引き継ぐとともに、募集停止となる2校に在籍する生徒へのサポートも忘れてはならない。

2 今後の進め方

県教育委員会は、各地域の活性化協議会の「協議会のまとめ」をふまえ、県立高校の活性化について検討を行い、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から募集停止とすることについては、中学生が進路を選択する時期も勘案し、12月の教育委員会定例会に諮り、決定する予定です。

なお、令和6年度入学者選抜（令和5年度実施）から募集停止とした南伊勢高校南勢校舎については、現3年生が卒業する令和8年3月をもって閉校とします。

II 次期計画の策定について

1 県立高等学校の在り方調査研究部会における検討状況

次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」(以下「推進会議」という。)に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや規模・配置の在り方について諮問しました。当該諮問については、同会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」(以下「部会」という。)を中心に調査研究が進められています。

11月5日に開催された第3回部会では、答申の部会長案が示され、協議が行われました。主な意見は次のとおりです。

- 子どもたちが切磋琢磨できることや、子どもたちに多様な学びの選択肢を提供することなどを考えると、学校規模は1学年4学級以上あったほうがよい。
- 部会長案は全体的に淡々とした印象を受ける。子どもたちが未来に向かって羽ばたいていけるような、積極的で明るいメッセージを込めるべきではないか。
- 小規模校について、「やむを得ず配置する」という表現は、そこで学ぶ子どもたちの気持ちを考えると使うべきではない。「総合的に判断して配置する」など、前向きな言葉を用いるべきではないか。
- 企業と同様に、学校のブランディングも重要であり、高校の再編を進めるのであれば、なおさら、各校の特色が分かりやすく伝わるようにすることが不可欠ではないか。

【資料1】県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について(答申)【部会長案・概要】

【別冊4】県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について(答申)【部会長案】

2 今後の進め方

次期計画の策定については、引き続き、部会を中心に調査研究が進められ、今年度末に、推進会議から県教育委員会に対して、答申が行われる予定です。県教育委員会は、その答申もふまえて、次期計画の策定に向けた検討を進め、令和8年度中に次期計画を策定する予定です。

なお、国においては、いわゆる高校授業料の無償化と併せて公立高校への支援の拡充を図るため、今年度補正予算案に「高等学校教育改革促進基金」を創設し、高校教育改革を支援することが盛り込まれました。県立高校の活性化については、こうした国の動きを注視しながら、当基金を活用することも含めて検討してまいります。

答申(部会長案・概要)

※R7第3回県立高等学校の在り方調査研究部会資料より

■ 三重の教育

三重県教育施策大綱や三重県教育ビジョンで三重の教育に関する施策の基本的な考え方や教育の目指す姿等が示されている

■ 総論

子どもファースト

子どもたちに豊かな学びをどのように提供していくのかを第一の価値観に据えて考えることが必要

学び

子どもたちの多様なニーズに応える学びの選択肢を提供することが大切

規模配置

多様な価値観に触れることができ、多様な学びの選択肢を提供できる規模とすることや、自宅から通学可能な範囲に多様な学びを配置することが大切

■ 学びの在り方

これからの時代に求められる学びが提供できるなど魅力ある県立高校するために、以下の取組を提案

(多様な学びの提供)

- ◆普通科のコースの充実
- ◆普通科と専門学科との併設
- ◆総合学科の設置

(県立ならではの取組)

- ◆学校間連携
- ◆遠隔授業の実施
- ◆県立校全ての生徒を対象とした体験型学習等の実施

(地域の企業との連携)

- ◆高校と地域企業との連携の推進

(学校単位の特色化)

- ◆スクール・ミッション、スクール・ポリシーの充実
- ◆コミュニティ・スクール等の活用

(複数課程の設置)

- ◆複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入

(学びを支える学校施設)

- ◆オープンスペースの設置

■ 現状と課題

- | | |
|---------------|--------------------|
| ◆中学校卒業者数の減少 | ◆通信制課程の生徒の増加 |
| ◆専門学科に通う生徒が多い | ◆高校卒業後すぐに就職する生徒が多い |
| ◆人口が県内全域に分散 | ◆学校施設の老朽化が著しい |

■ 規模及び配置の在り方

学校規模の考え方

多くの級友と交流し、多様な価値観に触れることが重要

一定の規模があることで多様な学びの選択肢の提供が可能

高校には一定の規模が必要

学校配置の考え方

人口が県内全域に分散

適正規模

1学年4～8学級

※大学進学のニーズに応える学校は少なくとも1学年6学級

※その学校のほかに通学が著しく困難な場合、県内唯一の学科、形態の場合には、やむを得ず2・3学級での配置もあり得る

通学条件

通学時間は、
おおむね90分以内
できれば60分以内

2 三重県立学校の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

1 計画策定の経緯

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だに課題となっている中、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に發揮して、活き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてより良い教育を行うため、学校における働き方改革が急務になっています。

こうした状況の中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「法」という。)が改正されました。今回の法改正により、都道府県及び市町村教育委員会は、文部科学大臣が定める指針(以下「国の指針」という。)に即して、教育職員に係る業務量の適切な管理や健康及び福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務付けられました(法第8条第1項及び第3項)。

2 計画の策定について

(1) 県の役割

県教育委員会は、国の指針に即して、県立学校の教育職員を対象とした計画を策定するとともに、市町教育委員会が行う計画の策定及びその円滑かつ確実な実施について、必要な指導、助言その他の援助に努めます(法第8条第1項及び同条第5項)。

(2) 計画に定める主な内容

① 目標

国の指針において掲げる政府の目標「令和11年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減すること」を念頭に置きながら、本県県立学校教育職員の勤務実態をふまえた目標を設定します。

また、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ライフ・ワークバランスや働きがいに関する目標を設定します。

② 計画期間

国の目標達成年度に合わせて、令和8年度から令和11年度までとします。

③ 措置の内容

国の指針などをふまえ、業務分担の見直しや校務の効率化等に関する具体的な取組を定めます。

(3) 進捗管理

①県教育委員会

「三重県教育委員会における教育職員の業務量管理・健康確保推進委員会」を設置し、計画全体の進捗を管理するとともに、各学校の主体的な取組を支援するための環境整備を行います。

②学校

本計画の趣旨をふまえ、全教育職員の共通理解のもと、自校の働き方改革に関する P D C A サイクルを主体的に確立し、推進します。

3 計画の概要

計画名称	三重県立学校の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」
根拠法令	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 業務量管理 時間外労働の削減と業務効率化を図り、勤務時間の上限遵守を徹底○ 健康確保・働きがい メンタルヘルス対策や勤務時間インターバルの確保など、教育職員の健康と働きやすさを重視
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

4 今後の予定

令和 7 年 12 月～	教育職員の業務量管理・健康確保推進委員会（随時実施）
令和 8 年 2 月	計画（案）の策定
令和 8 年 3 月	教育警察常任委員会
3 月末	計画の策定・周知
令和 8 年 4 月以降	計画の内容及び実施状況を総合教育会議へ報告

3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」の改定について

1 計画策定の経緯

平成 27 年に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それをもって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が、10 年間の時限立法として制定されました。

同法において、地方公共団体等は、事業主の立場から女性の職業生活における活躍に関する取組を推進するための計画(特定事業主行動計画)を策定することとされています。

これに基づき、三重県教育委員会では、平成 28 年 3 月に「女性活躍推進アクションプラン」を策定し、現在は令和 3 年 3 月に策定した第二期計画に基づき教職員における女性の活躍に関する取組を推進しています。

2 現行計画の概要

計画名称	特定事業主行動計画 第 2 期「女性活躍推進アクションプラン」	
根拠法令	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
計画の方針	<input type="radio"/> 女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進 <input type="radio"/> 採用から登用までの各段階における取組の推進 <input type="radio"/> すべての職員が活躍できる職場環境の整備	
計画期間	R 3. 4. 1 ~ R 8. 3. 31	
数値目標①	管理職における女性職員の割合 (管理職とは、小中学校・県立学校の校長・教頭、県立学校の事務長及び県教育委員会事務局の課長級以上をいう)	
目標値	R7. 5. 1 時点	30. 0 %
現状値	R7. 5. 1 時点	33. 4 %
数値目標②	職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数	
目標値	R7 年度	15. 0 日
現状値	R6 年度	14. 4 日

3 計画の改定について

女性活躍推進法が令和7年6月に改正され、令和18年3月まで期限が延長されました。そのため、現行計画が令和7年度に最終年度を迎えることもふまえ、女性活躍の更なる推進に向けて計画を見直す必要があります。

改定にあたっては、計画期間を5年間（令和8年4月～令和13年3月）とし、現行計画の基本的な方針は維持しながら、職員のニーズや、社会経済情勢の変化等をふまえ、更なる女性活躍の推進につながるよう、例えば女性の健康上の特性に関する取組の観点を加えるなど取組について見直しを行います。

また、数値目標については、国の策定指針において、「女性に対する職業生活に関する機会の提供」、「職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備」の2つの区分ごとにそれぞれ定めることが求められており、現行計画における目標の達成状況や課題分析もふまえ適切に設定してまいります。

4 今後の予定

令和7年12月～ 改定にかかる検討会議（随時実施）

職員アンケートの実施

令和8年2月 第三期計画（案）の策定

3月 教育警察常任委員会

3月末 第三期計画の策定・周知

4 いじめへの対応について

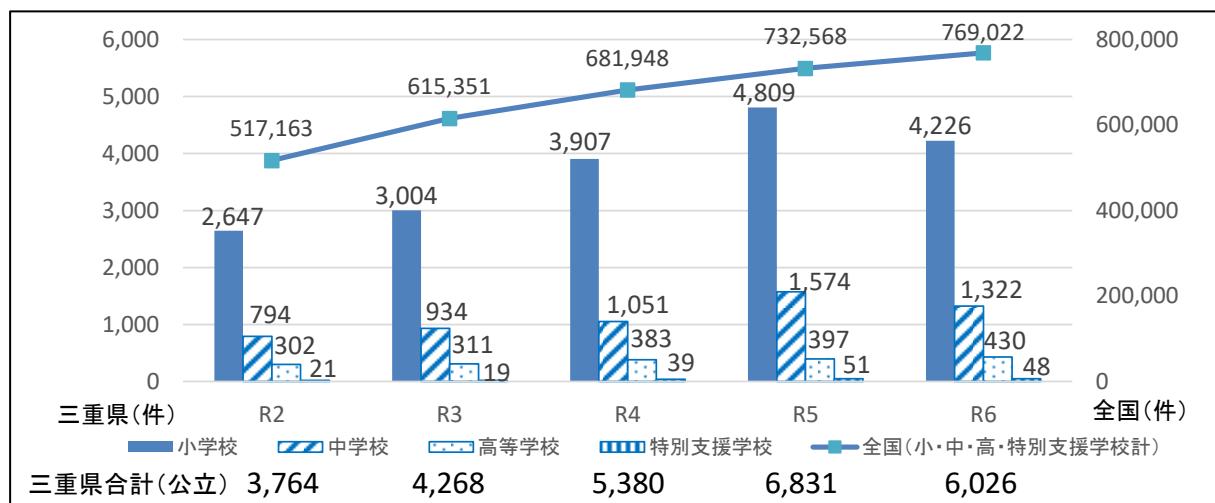
1 いじめの状況

いじめの定義（平成25年度から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの。

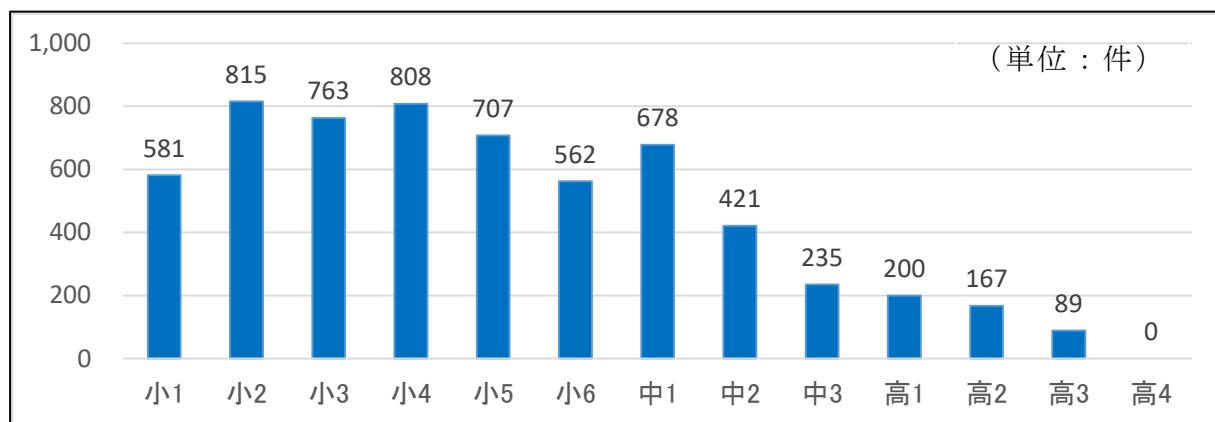
- いじめの認知件数は、過去5年で初めて減少に転じましたが、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い件数となっています。
- 小学校低学年でのいじめの認知件数が多く、学年が上がるにつれて減少する傾向が見られます。要因としては、心の成長や言語能力の発達に伴い、人間関係を構築する力が身につくことがあげられます。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が、認知件数全体の半数以上(55.1%)を占めており、全校種とも最も高い状況です。
- その中には、冗談として発言したことや学習のアドバイスをしたことなどが相手に嫌な思いをさせてしまうといった「無自覚ないじめ」や、お互いに悪口を言い合って、相手を傷つけるといった「双方向のいじめ」などが含まれます。

【本県のいじめの認知件数（校種別）】 (単位：件)



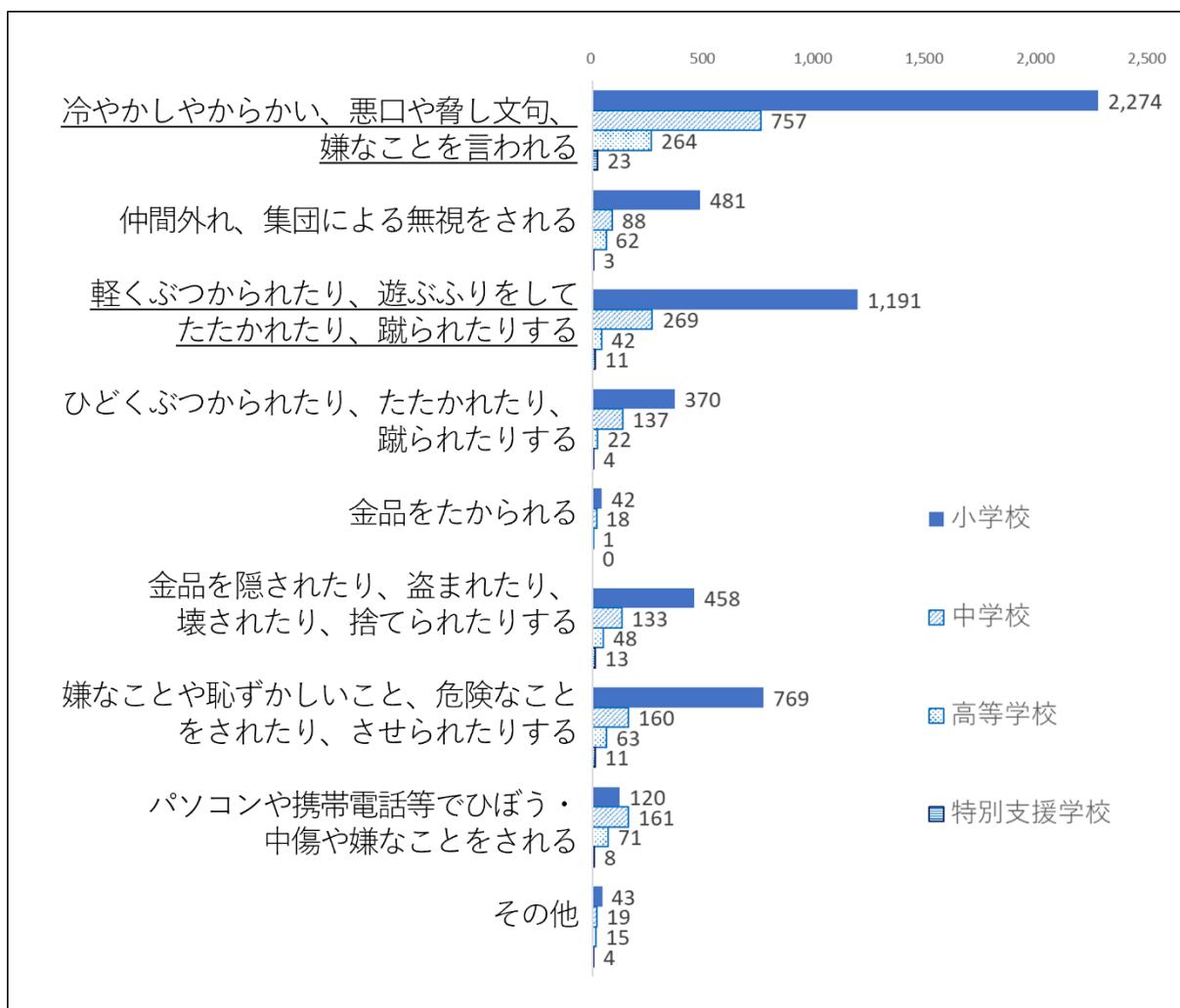
【本県の学年別いじめの認知件数】

※特別支援学校の件数は、相当年齢の学年に含む



【本県のいじめの態様（校種別）】（複数回答）

（単位：件）



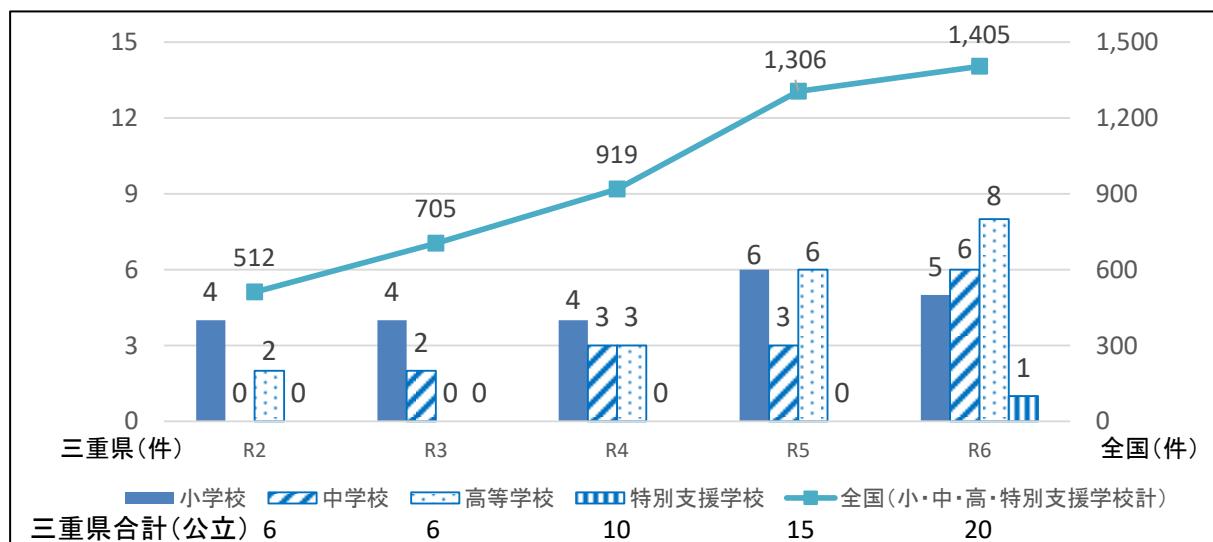
2 いじめの重大事態

いじめの重大事態

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※「相当の期間」は、不登校の定義をふまえ年間30日の欠席を目安とする。

【本県のいじめの重大事態の発生件数(校種別)】 (単位:件)



令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件で、増加傾向にあります。増加の要因としては、いじめ防止対策推進法の理解が進んだこと、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた積極的な認定、保護者の意向を尊重した対応があげられます。

【参考】県立学校で発生したいじめの重大事態の概要

事案①「クラス内でのトラブル」

生徒Aは学校行事で同級生から避けるような行動をされたり、複数の生徒が自分の悪口を言っているのを聞いたりして不登校となり転学した。

事案②「部活動における先輩から後輩への指導」

部活動中に、先輩Aは後輩Bの競技力が向上してほしいと考えて指導を行っていたが、Bは「部活動内でいじめにあってる」と訴え不登校となつた。

事案③「交際を巡るトラブル」

生徒Aは生徒Bの交際相手と親しくしていたことから、生徒Bとトラブルになり不登校となつた。

3 課題

（1）いじめ予防教育

いじめの中には、悪意なく相手に嫌な思いをさせてしまう「無自覚ないじめ」や、どちらも加害者でも被害者でもあるといった「双方向のいじめ」などもあります。子どもたちが他者との関わりのなかで、相手の立場に立った行動ができるようになるなど、子どもたち自身で良好な人間関係を構築できるようにする力を育む必要があります。

（2）教職員の資質向上

いじめの認知件数は減少しましたが、学校によっては、認知件数が0件であるなど、まだまだ見逃されている可能性もあるため、引き続き、法に基づく適切な認知を徹底していく必要があります。

（3）深刻化の防止

被害が深刻化しないためには、心理の専門家等の意見をふまえた適切な支援や、学校と教育委員会との連携による組織的かつ迅速な対応が必要です。

（4）保護者対応等

いじめの被害を訴える子どもの保護者が、加害とされる子どもに過剰な処罰を求めるなど、学校の対応と保護者の思いに乖離があり、学校だけでは解決が困難な事案が増えています。

4 今後の取組

（1）未然防止

①弁護士によるいじめ予防授業

小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業や、弁護士と作成した動画教材を活用し、いじめ予防授業を実施します。

②いじめ防止に係る動画作成

児童生徒主体の「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテスト等の取組をとおして、発達に応じたコミュニケーション力等、子どもたち自身で良好な人間関係を構築する力を育成します。

（2）早期発見・早期対応

①いじめ対応情報管理システム

いじめの迅速な認知と確実な対応を図るために、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。

②教員研修

各学校の生徒指導の中心的な役割を担う教員が、研修をとおして、いじめ対応の具体的な事例に基づいて問題点を検討し、適切に対応するための留意点について共通理解を図ることで、いじめの早期発見・早期解決につなげます。

（3）相談体制の充実

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置

県内全ての公立小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置します。スクールソーシャルワーカーについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

②学校問題ADR（裁判外紛争解決手続）

総合教育会議において、いじめの深刻化の防止や弁護士等の専門家と連携した取組の必要性について議論を進めています。保護者との連携がうまくいかない事案に対しては、令和8年度の学校問題ADRの導入に向け、今年度より県立学校において試行的に実施していきます。

（4）いじめ防止の周知啓発

①「STOP！いじめ」ポータルサイト

いじめ防止のポータルサイトで、いじめに悩む子どもや保護者のための相談窓口を紹介するとともに、学校およびいじめ防止応援センターの主体的な取組を掲載するなどして、社会総がかりでいじめ防止に取り組む気運の醸成につなげます。

②いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。

5 不登校児童生徒への支援について

1. 不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数

令和6年度三重県の公立小中高等学校における不登校児童生徒数は5,869人で、令和5年度と比較すると278人増加し、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。また、不登校児童生徒の増加率は、全体として鈍化の傾向がみられます。

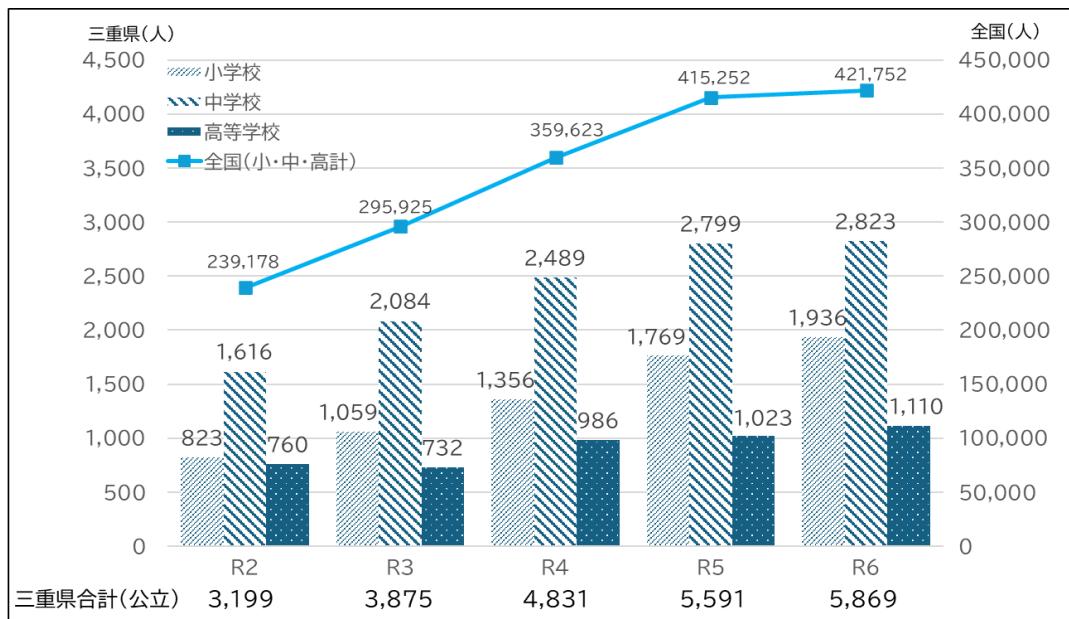


図1 不登校児童生徒数の推移

図2は、新たな不登校（新規の不登校児童生徒）と継続の不登校（前年度調査においても不登校と計上されていた児童生徒）を示したもので

新規の不登校児童生徒は令和5年度まで増加していましたが、令和6年度は2,583人で、令和5年度と比較して、284人減少（小学校80人減、中学校267人減、高校63人増）しています。

公立小中学校において新規の不登校児童生徒数が減少した要因の一つとして、校内教育支援センターの設置が進んだことがあると考えています。

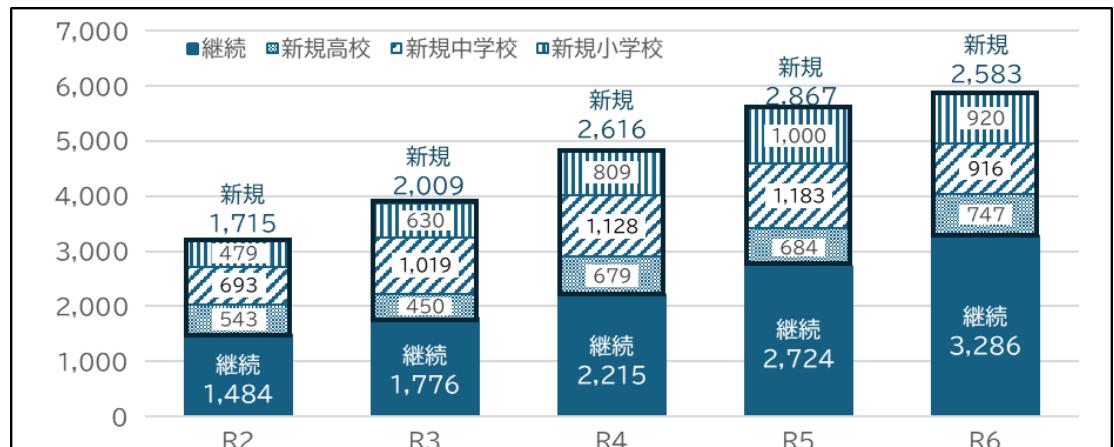


図2 新規および継続の不登校児童生徒数の推移(人)

(2) 欠席日数からみた不登校の状況

① 公立小中学校

令和5年度と令和6年度の公立小中学校の不登校の状況を、30日～49日（週1回程度の欠席）、50日～89日（年間約1/4～約1/2程度の欠席）、90日～139日（年間約1/2から約3/4程度の欠席）、140日以上（年間約3/4以上の欠席）に分けたところ、令和6年度は令和5年度と比較して、全体の傾向に変化はみられませんでした。

学びの継続や学校復帰に効果がある、校内教育支援センターの設置支援に、引き続き取り組む必要があります。

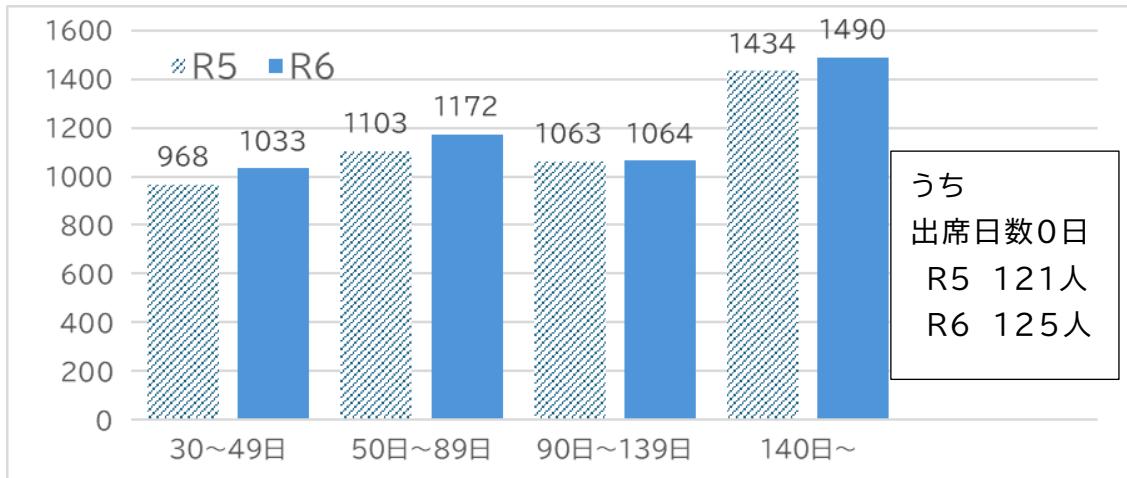


図3 欠席日数からみた不登校の状況（公立小中学校）（人）

② 県立高等学校

図4は、県立高等学校の不登校の状況を公立小中学校と同様に示したもので、令和6年度は令和5年度と比較して、全体の傾向に変化はみられませんでした。

不登校の状況にある生徒の学習機会の確保に向けて、引き続き、遠隔授業の実施に取り組む必要があります。

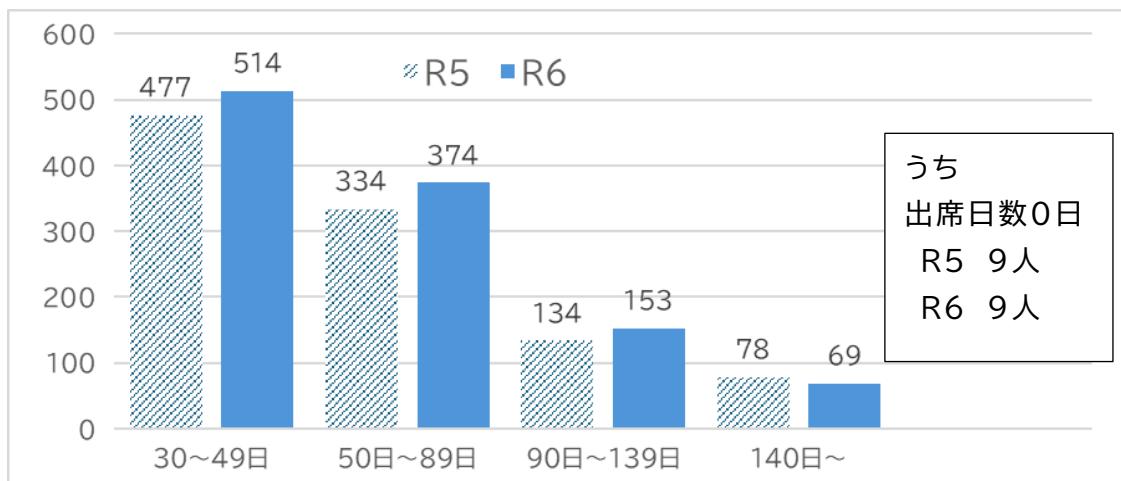


図4 欠席日数からみた不登校の状況（県立高等学校）（人）

(3) 学校内外の機関※における専門的な相談・指導等の状況

学校内外の相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は2,493人と、令和5年度に比べ219人増加しました。

教職員から継続的な相談・指導等を受けていた児童生徒は2,423人（小学校767人、中学校1,117人、高等学校539人）で、令和5年度と比較して227人増加しました。

不登校児童生徒に必要な支援を届けることができるよう、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターと連携した支援に取り組む必要があります。

表1 学校内外の機関への相談・指導等の状況

R6	小学校		中学校		高等学校		合計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
不登校児童生徒数(A)	1,936	—	2,823	—	1,110	-	5,869	-
(R5)	1,769		2,799		1,023		5,591	
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	773	39.9 (B/A) 【36.4】	1,126	39.9 (B/A) 【39.6】	594	53.5 (B/A) 【43.4】	2,493	42.5 (B/A) 【39.2】
(R5)	646	36.5 【36.3】	1,108	39.6 【40.3】	520	50.8 【42.6】	2,274	40.6 【39.4】
(B)のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	767	99.2 (C/B) 【87.5】	1,117	99.2 (C/B) 【89.9】	539	90.7 (C/B) 【79.1】	2,423	97.2 (C/B) 【87.2】
(R5)	633	98.0 【88.1】	1,086	98.0 【89.6】	477	91.7 【80.2】	2,196	96.6 【87.5】

【 】内は全国平均

※ 校内の機関…養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等

校外の機関…教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体等

(4) 公立小中学校における学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

令和6年度において、学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は526人で、令和5年度と比べると139人増加しています。

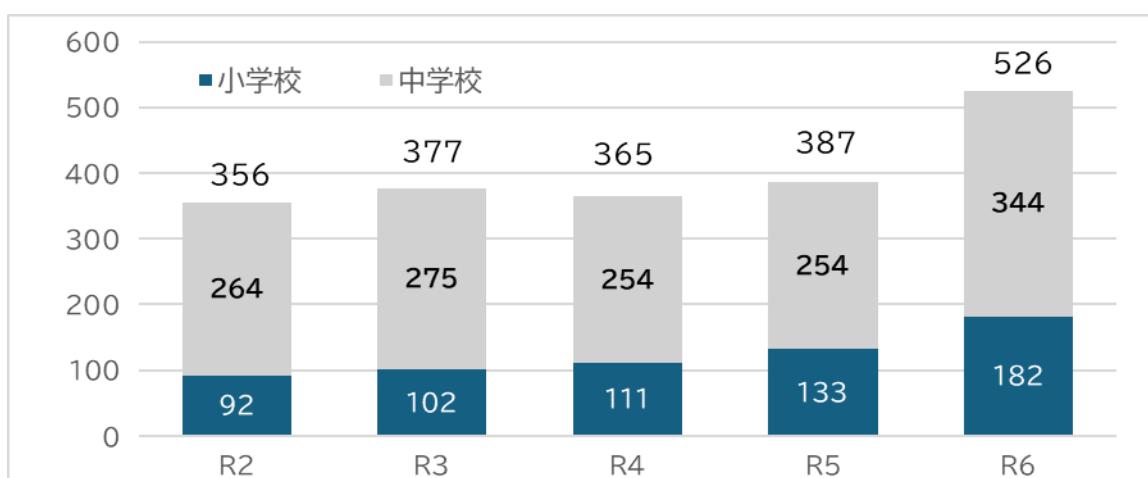


図5 学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（人）

2. 校内教育支援センターの設置促進について

(1) 取組状況

令和6年度は、各市町における校内教育支援センターの設置促進を図るため、校内教育支援センターを設置していない市町や長期欠席が多い学校を有する市町等に、設置および指導員配置にかかる費用を支援しました。

(国1/3、県2/3)

令和7年度は、国の「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置等にかかる費用を補助する取組を実施しています。(国・県・市町各1/3、令和7年度9市町活用)

(2) 校内教育支援センターの設置状況（令和7年7月時点）

・設置および指導員の配置状況（設置している23市町による回答）

	全校数 (A)	設置数		設置率(%)		指導員配置校数 (C)	(C/B)	配置率(%)	
		(B)	(R6)	(B/A)	(R6)			(R6)	(R6)
小学校	340	77	(61)	22.6	(19.9)	53	(36)	68.8	(59.0)
中学校	150	110	(93)	73.3	(62.4)	69	(61)	62.7	(65.2)
合計	490	187	(154)	38.2	(31.4)	122	(97)	65.2	(63.0)

・設置の効果（設置している23市町による回答）

多くの市町で、個々に応じた支援の充実や、不登校の未然防止につながったとの回答がありました。

項目	市町数
教室に入りづらい児童生徒が利用することができ、不登校の未然防止につながった。	19
学校に行きづらかった児童生徒が学校に登校できるようになった。	18
担任だけで抱え込まず、多くの教職員で不登校児童生徒に関わることができた。	18
不登校児童生徒が登校できるようになり、保護者の不安が軽減された。	15
不登校児童生徒一人ひとりの願いや思いに寄り添った支援が今まで以上にできるようになった。	11
不登校児童生徒一人ひとりに応じた支援計画を、スマールステップで取り組むことができるようになった。	10
不登校児童生徒が登校できるようになり、家庭訪問の回数が減った。	6
不登校児童生徒とクラスメイトや友人との交流が増えた。	6

・課題（県内29市町による回答 複数回答有）

校内教育支援センターの設置率や指導員の配置率は、令和6年度と比較すると増加している一方で、指導員が配置されていない時間は、教員が支援にあたっている等の事例も把握しています。

また、設置に向けた課題として、人材の確保（18市町）、予算の確保（17市町）を挙げており、令和8年度も引き続き、市町支援に取り組む必要があります。

3. 今後の取組について

(1) 全ての子どもたちが安心して過ごすことができる学校づくり

・教育支援体制の充実

県内全ての学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用したチーム支援に取り組めるよう、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充に取り組みます。

・レジリエンス教育

学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。

(2) 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

・校内教育支援センターの設置促進および機能強化

各市町において、校内教育支援センターの設置促進および機能強化に向けて校内教育支援センターを設置する際の環境整備および指導員配置等にかかる費用を補助する取組の充実を図ります。

(3) 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

・市町における学びの多様化学校の設置検討の促進

各市町において学びの多様化学校の設置の検討が進むよう、今年度中に県立みえ四葉ヶ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の取組について、市町等教育委員会に周知します。

(4) 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

・教育支援センターの機能強化

教育支援センターが、地域における不登校支援の中核となるよう、引き続き、指導員の配置や、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの全センター配置に取り組みます。

県立教育支援センターこもれびでは、引き続き、高校生年代の生徒等の学習支援、相談、体験活動、保護者支援等に取り組みます。

・学校外で学ぶ子どもたちへの支援

不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるよう、フリースクール等が実施する多様な学びや活動への支援を行います。また、経済的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよう、利用料の一部を補助します。

（5）家から出ることができない児童生徒

・オンラインの居場所づくり

不登校の状況にある子どもたちが、自身の興味・関心の幅を広げ、他者や社会とつながるきっかけを得られるよう、引き続き、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組みます。

・アウトリーチ支援（訪問型支援）

引き続き、学校とつながっていない不登校の状況にある児童生徒やその保護者に対して、教育支援センターに配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーおよび不登校支援アドバイザー等が、個々の状況に応じて積極的に働きかけることで、関係機関と連携した支援を行います。

（6）学びの継続に向けた柔軟な支援（遠隔授業）

県立高等学校では、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、引き続き、高等学校修了要件である 74 単位のうち 36 単位までを上限として、1 人 1 台端末等を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を実施します。

（7）不登校児童生徒の保護者への支援

保護者相談会を実施し、不登校の子どもの保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりする「不登校の子どもの保護者相談会」を、引き続き実施します。

6 国事業「高等学校DX加速化推進事業」における取組について

社会のデジタル化が加速する中、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成が一層重要になっています。そこで、本県でも、情報・数学等を重視した教育の充実や、デジタル技術を活用した学習環境の整備を図るため、以下の取組を推進します。

1 「高等学校DX加速化推進事業」の概要と県内採択状況

(1) 事業概要

本事業は、高等学校において、情報・数学等の教育を重視するカリキュラムやICTを活用した探究的・文理横断的な学びを推進し、デジタル等の成長分野を支える人材育成の強化を目的として、文部科学省が令和6年度から複数年（概ね5年間）で実施するものです。

(2) 本県における採択状況

① 採択校（県立高校18校）

令和6年度の13校に加え、令和7年度に5校が新規採択され、県立高校の採択校は計18校となりました。これら採択校は、デジタル教育の拠点校として、「DXハイスクール」と呼ばれています。

国は、採択校に対して、原則として初年度1,000万円、2年目は500万円の補助を行っています。事業初年度はICT機器等の整備が中心となり、2年目から整備した環境を活用した教育活動を展開しています。

- 令和6年度採択校（13校）

桑名工業、川越、四日市農芸、四日市工業、四日市中央工業、亀山、津工業、津商業、

名張青峰、松阪工業、松阪商業、昂学園、伊勢工業

- 令和7年度採択校（5校）

神戸、飯野、宇治山田商業、伊賀白鳳、尾鷲

② 県内横断的な取組への支援（県教育委員会）

令和7年度、県教育委員会は国からの支援を受け（補助額1,000万円）、ICTを活用した文理横断的な探究学習の機会を県内全ての高校生を対象に広く提供し、多様な学びを支援する取組を行っています。

2 主な取組

(1) 採択校（DXハイスクール）での取組

○普通科・探究科（川越高等学校）

データサイエンスやAI活用など、高度な探究活動の拠点として「DX探究ラボルーム」を整備しました。大学等と連携した専門セミナーを実施し、生徒の専門的な知見を深めています。さらに、生徒が企画・運営する小中学生向けデジタル体験イベントの開催を予定しており、地域における次世代のデジタル活用能力の育成につなげています。

○農業科（四日市農芸高等学校）

スマート農業技術の習得を目的とし、ドローンの操作から水田の生育状況の調査・分析、データ活用までを学ぶ実践的な実習を行っています。また、トラクター等の自動操舵システムの操作方法を習得し、農業作業の自動化・精密化に関する技術を学んでいます。



川越
「DX探究ラボルームでの生成AIの学習」



四日市農芸
「ドローン操作の学習の様子」

○工業科（四日市工業高等学校）

半導体関連企業への訪問や技術交流等を通じて、データ分析やプログラミングをはじめとする高度な専門技術を習得しています。さらに、その学びを深化させるため、県内企業でのインターンシップや海外事業所での研修を実施し、即戦力となる実践的な人材の育成につなげています。

○商業科（津商業高等学校）

アプリ開発に応用可能なプログラミング技術や、ドローンの操作方法について学習を進めています。令和8年2月には、連携企業との協力に基づき、プログラミングによるドローンパフォーマンスショーの開催を予定しています。

○情報科（亀山高等学校）

地元企業や大学等との連携により、モーションキャプチャーやVR等の先進技術を活用した高度なゲーム開発に取り組んでいます。さらに、小学生等を対象に簡易動作分析ソフトを用いたゲーム体験イベントを開催し、地域の子どもたちにデジタル技術の魅力を伝えています。

○総合学科（昂学園高等学校）

地域の課題解決型学習「大台探究」において、大学や企業との連携のもと、デジタル技術を活用した探究活動を推進しています。生徒たちはオンラインで大学生から助言を受けつつ、高性能PC等によるデータ分析を行い、科学的根拠に基づいた課題解決に取り組んでいます。



四日市工業
「半導体関連企業への海外研修の様子（台湾）」



津商業
「ドローンによるパフォーマンスショーの様子（昨年度）」



亀山
「こども向けゲーム体験イベントの様子」



昂学園
「大学生からアドバイスを受ける様子」

（2）県内横断的な取組（県教育委員会）

県教育委員会では、県内全域におけるデジタル教育の推進・普及を図ることを目的として、県立高校の生徒を対象とした研修プログラムを実施しています。

○未来のスペシャリスト育成プログラム

（令和7年8月20日、26日実施 9校22名の生徒が参加）

- ・県内企業や三重大学を訪問し、先端技術を見学・体験するほか、企業経営者や大学教員による講演、社会人や他校生徒との意見交換会を行いました。
- ・参加した高校生は、これから社会で求められるデジタル活用能力への意識を高めるとともに、自らの進路や将来について多角的に考察を深める契機となりました。

(生徒の感想)

A I や最先端技術を体験し、自分の考えを仲間と出し合って新しいアイデアをつくることの楽しさを実感しました。将来に向けて、もっと学びを深めたいと思いました。

○高校生向けデータアナリスト入門講座

(令和7年8月18日、22日実施 7校10名の生徒が参加)

- ・三重大学との共催により、高校生がスポーツという身近なテーマを切り口に、データサイエンスの有用性や面白さを体験的に学ぶ研修を実施しました。
- ・本研修では、参加者が情報技術を用いてデータを分析し、その根拠に基づいて自らの考えを構築・表現する力を育む、貴重な機会となりました。

(生徒の感想)

データを活用して課題を分析する面白さを実感しました。今回学んだことを部活動や探究活動などに生かし、将来に向けてデータサイエンスの学びをさらに深めていきたいと思いました。

○東京・つくば研修

(令和7年12月6日、25~26日実施予定 10校20名の生徒が参加予定)

- ・プログラミング研修と東京・つくば方面の最先端企業・研究所での体験学習を組み合わせた宿泊研修を実施します。
- ・現場の最先端の技術に触れる体験的な学習を通して、実践的なデジタルスキルと未来を切り開く視点を養う機会とします。

3 今後について

教育委員会としては、県立高校の学びの特色化・魅力化を推進するため、デジタル分野の専門的な知識と技術を備えた人材を県立高校全体で育成すべく、大学や企業と連携した実社会の課題解決学習を充実させ、あわせて学校間の情報共有を促進することで、各学校の主体的な取組を引き続き支援してまいります。

7　ＩＣＴを活用した教育の推進について

Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、学びの基盤として不可欠です。本県では、国のGIGAスクール構想第2期に基づき、小・中・高等学校および特別支援学校で1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を進めています。

1 小中学校の取組

(1) GIGAスクール構想第2期におけるICT環境整備

公立小中学校の端末は更新時期を迎えており、県教育委員会では「三重県公立学校情報機器整備基金」を造成し、令和6年度から令和10年度までの5年間で端末更新を行います。

この更新を円滑に進めるため、令和6年4月に、県および29市町の教育長をメンバーとする「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を設置し、端末を共同調達するための共通仕様書を定めました。また、令和7年3月にGIGAスクール構想第2期における1人1台端末の利活用についての基本的な考え方を示す「三重県1人1台端末利活用方針」を策定しました。

(2) 市町等教育委員会への支援

①アドバイザー派遣事業

ICT端末等の利活用推進や環境整備に課題を抱える市町および学校に対して専門家を派遣し、セキュリティポリシー作成やネットワーク構築などの環境整備に関する助言を行うほか、ネットモラル研修や情報活用能力向上研修等を開催し、教員の実践力向上を図ります。

②三重県ICT教育担当者会議

三重県内の各市町におけるICT活用の地域間格差を解消するため、県教育委員会と市町教育委員会が、授業や家庭学習におけるICTの効果的な活用方法、教職員の指導力向上、端末や通信環境の整備など、学びの質を高めるための具体的な方策について意見交換を行います。

(3) 教職員のICT活用力の向上

① 公開授業研修

県内の先進的な取組を行う小中学校をモデル校に指定し、有識者による定期的な指導および助言等により、ICT機器を効果的に活用した授業改善を進め、児童生徒の深い学びの実現をめざします。モデル校での成果を県内全体に発信するため、公開授業研修会を開催し、授業における効果的なICT活用の実践事例を広く共有します。

② 1人1台端末および生成AI活用研修

自分の意見や作成した資料を共有し合うスプレッドシート等のクラウドツールを活用した授業実践研修や、生成AIを活用した校務実践研修を実施することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実および働き方改革の推進をめざします。

③ 外国語科におけるデジタル教科書活用研修

県内の公立小中学校等が採択している全8種類の学習者用デジタル教科書（一部、教師用デジタル教科書）の基本的な使い方やコンテンツを体験的に学ぶことで、実際の授業での活用や英語授業の改善を図るとともに、児童生徒の言語活動の充実を図ります。

④ 先進校視察

県外の自治体やICT活用先進校の授業や取組を視察し、教員や市町教育委員会の指導主事が先進事例を学び、自校や地域でのICT活用の改善をめざしています。

（4）ICT活用事例の共有

① ICT機器を活用した教育実践報告会

小中学校の教員および将来教員をめざす大学生を対象として、県内の公立小中学校等における優れた実践をオンデマンドで共有します。

②三重県1人1台端末利活用方針リーフレット

「三重県1人1台端末利活用方針」の概要版リーフレットを作成し、年内に県内の全小中学校に配付します。リーフレットには、GIGAスクール構想第2期で三重県がめざす子どもの学びの姿の具体例を掲載します。

2 高等学校での取組

（1）1人1台端末活用に係るICT環境整備

・令和4年度入学生から、保護者負担による1人1台端末の導入を開始しました。購入にあたり、県教育委員会が設けた共通申込サイトを通じて端末を安価に提供するとともに、購入が困難な家庭には、私物端末の持込や学校端末の貸与で対応し、全ての生徒がICTを活用できる学習環境を整えています。

令和7年度入学生	購入	私物の端末の持込	学校の端末の貸与
	8,314人(88.1%)	696人(7.4%)	425人(4.5%)

・全ての県立学校において、高速インターネット回線、無線LAN、電子黒板機能付きプロジェクタを整備しています。

(2) I C Tを活用した教育の推進

① 個別最適な学びの実現

- ・各学校では、生徒の学習状況や教科の特性に応じて、デジタル教材やA I ドリル等を活用しています。これにより、基礎学力の定着を促すとともに、生徒が自らのペースで理解度を確認しながら学習を進める主体的な学びを支援し、個別最適な学習に取り組んでいます。
- ・時間や場所を問わず、教材での復習や課題提出が可能になりました。これにより学校と家庭の学習が切れ目なくつながり、主体的に学びを深める習慣が育まれています。
- ・令和6年度から、各学校において、不登校や病気療養等のやむを得ない事情により登校が困難な生徒の学習機会を保障するため、I C Tを活用したオンライン授業に取り組んでいます。

【I C Tを活用したオンライン授業の実績】

令和6年度実績	不登校	病気療養等	計
	40校 148人	20校 44人	42校 192人

※「計」は、いずれかの授業を実施した学校数

② 協働的な学びの実現

- ・グループディスカッションにおいてアプリを活用し意見の整理を行ったり、作成した資料をクラウド上で共有することで多様な意見や考え方についてふれたり、W e b会議アプリを利用し国内外の学校等との交流や研究成果の発表を行うなど、さまざまな活動において主体的に対話的な学びが展開されています。
- ・特に、探究学習の活動では、グループで取り組む学校が多く、共同編集スライドを用いて協働して研究成果をまとめ、発表する取組を進めています。

③ I C T活用事例の共有

- ・県教育委員会は、県立高校におけるI C T活用事例を教科別に集約し、グループウェア上で公開しています。教員が授業改善の参考として随時閲覧でき、事例は毎年度各校から追加・更新されます。
- ・指導主事が全ての県立高校を訪問し、各校のニーズに応じた研修を実施しています。

④生成A Iの活用

- ・情報社会に主体的に参画できる人材の育成をめざし、生成A Iを課題発見や解決に活用する能力の育成に取り組んでいます。
- ・令和5年度からは県事業を中心として、指定校3校（亀山、名張青峰、白山）において、各教科での生成A Iを用いた授業改善の研究を実施しています。本研究で得られた優良な実践事例は、他の学校へも展開し、その普及を図ります。
- ・今年度からは国事業を活用し、指定校6校（川越、飯野、明野、名張青峰、木本、熊野青藍）で、A Iを用いた英語での会話（話す）・作文（書く）を行っています。生徒からは「A Iがいつでも練習相手になるため発表に自信が持てた」「作文の誤りに自分で気づけるようになった」等の声が寄せられており、主体的な学習意欲の向上といった成果がみられています。

(3) 情報モラル教育

- ・各学校では、生徒が1人1台端末等を適切に利用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進しています。端末配布時の初期指導に加え、「情報I」等の授業において、関係法令や情報社会における個人の責任についても学習しています。
- ・生徒が安心して端末を利用できるよう、各学校の実態をふまえ、適切なフィルタリングやアプリの制限を設定しています。学習上の必要性がある場合は、生徒と協議の上で制限を解除するなど、教育的活用を妨げない柔軟な運用に努めています。

(4) 遠隔授業配信センターの整備を活用した新たな取組

- ・県教育委員会では、学校の所在地や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、ICTを活用した遠隔授業の導入準備を進めています。
- ・その拠点として、県総合教育センター内に「遠隔授業配信センター」を設置し、多様かつ専門性の高い授業を配信します。この取組は、特に教員配置の都合上、科目選択の幅が限られがちな小規模校や、地域で一つしかない高等学校で学ぶ生徒を主な対象としています。
- ・今年度は、11月末までに県総合教育センター内に配信センターの整備を完了させ、12月には指導主事によるトライアル配信を行い、技術的な検証や課題の洗い出しを行います。
- ・令和8年度は、授業を受ける側の各高等学校において、受信に必要なICT環境の整備を進めます。
- ・これらの準備を経て、令和9年度からの本格的な授業配信開始をめざします。

3 県総合教育センターにおける研修

県総合教育センターでは、公立学校の全教職員を対象として、必要な素養や専門性に係る研修を実施し、資質向上を図っています。その中でも、ICTスキルの向上については、文科省が策定した「教員のICT活用指導力の基準」に基づいた研修を次のとおり実施しています。

(1) 情報教育研修の実施

- ・子どもたちが情報を理解、収集、選択、活用する能力を高められるように指導することを目的とした内容、校務での生成AIの適切な利用方法および児童生徒の生成AIとの関わり方の指導を学ぶ内容、児童生徒の学習方法や教育の質を向上させ、学校の業務を効率化する学校DXの内容に関する研修を行いました。

(2) 授業でのICT活用放課後研修の実施

- ・現職教員を講師として招聘し、放課後に教職員を対象として教科におけるICTの活用事例やアプリの活用方法の紹介、情報交流によるWeb会議システムを活用した遠隔研修を実施しています。

(3)教員ICT活用地域支援研修の実施

- 授業での効果的な活用法、生成AIの利活用の指導法、児童生徒が主体的に活用する授業づくり等の地域からの要望に応じた研修を実施し、教職員のICTスキルの向上を図っています。

(4)初任者研修における情報モラル・情報セキュリティ研修

- 初任者研修では、情報教育研修を必修とし、ICTを効果的に活用した協働学習の進め方等について学ぶ研修を実施しました。

(参考)

「令和6年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」

(文部科学省、令和7年10月)

「教員のICT活用指導力の状況」(三重県)

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	92.7% (全国7位)
B 授業にICTを活用して指導する能力	86.9% (全国6位)
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	86.6% (全国7位)
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	91.5% (全国7位)

8 読書活動の推進について

1 子どもの読書活動の現状・取組の方向性について

令和7年度全国学力・学習状況調査では、1日の読書時間が「10分より少ない」「全くしない」児童生徒の割合は小学生で49.5%（前年度38.9%）、中学生で60%（前年度59.0%）となっています。また、学校図書館白書2024年度版によると、三重県の県立学校図書館の貸出利用者率は31.7%（前年度34.2%）と、いずれの校種についても読書離れが進んでいる状況があります。

こうした中、県教育委員会では、令和7年3月に「本よもうねっとプラン」—第五次三重県子ども読書活動推進計画—（令和7年度～令和11年度）を策定し、基本方針に基づき子どもの読書機会の確保に努めています。また、令和6年度に、読書や子どもの育ちに関わる団体とつながるネットワークである「本よもうねっとMIE」※を立ち上げ、家庭・地域・学校・企業など多様な主体と協働することにより、社会全体ですべての子どものそばにいつも本があることをめざして取組を進めています。

【基本方針1】多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

【基本方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

本よもうねっとプラン—第五次三重県子ども読書活動推進計画—より

※本よもうねっとMIE

子どもをはじめとしたすべての県民の読書活動を推進するため、家庭や学校、地域の方々、企業、団体などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

2 令和7年度の取組

（1）多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

① わたしの好きな本大賞の実施

好きな本への想いを表現したコメントやさし絵を募集（応募数393点）し、これらのうちから事前選考したノミネート作品（計20点）で県民投票を行い、わたしの好きな大賞を決定します。

なお、大賞は本よもうねっとMIE1周年記念イベント内で発表を予定しています。

【県民投票期間】令和7年10月27日から12月12日まで

【投票方法】投票フォーム、

公立及び学校図書館、書店等の特設ブース



県立図書館の
投票ブース

② 関係団体と連携した各種イベントの実施

読書や子どもの育ちに関わる団体と連携して、読書の大切さや楽しさに触れる機会を創出しています。

職員が保育所、公立図書館、小学校等を訪れ、「読書って何で大切」といった講話や、読書ボランティア等による読み聞かせ、参加者とともに絵本の世界を表現するダンスを創っていくレクリエーション、絵本作家による親子活動「あそびうた」など体験活動も組み入れるなどさまざまな取組を行っています。

【実施場所】

松阪市立粥見小学校（9月30日）、名張市教育センター（10月4日）

津市立養正小学校（11月28日）、伊賀市上野図書館（12月13日予定）

熊野市立金山保育所（1月23日予定）、紀宝町立図書館（1月24日予定）



松阪市立粥見小学校でのイベント（特別授業）の様子

③ 本よもうねっと MIE 1周年イベントの開催

今年度発足から1周年を迎えるにあたり、さらなる会員同士の交流を深め、連携・協働し、読書気運の醸成をめざす地域イベントを実施します。

【日時】令和8年1月31日 10時から16時まで（予定）

【場所】イオンモール鈴鹿（鈴鹿市庄野羽山4丁目1-2）

【内容】作家によるトークショー・ワークショップ

本よもうねっと MIE 会員団体による特設ブース

わたしの好きな本大賞の結果発表、表彰

④ 移動式本棚「旅する本棚」の製作

子どもたちや地域住民の読書機会の創出のために、県立久居農林高等学校の生徒の協力のもと、自由に動かすことができる移動式本棚「旅する本棚」を製作し、希望する学校や団体等に寄贈します。

【寄贈予定先】津市立養正小学校 津市立みさとの丘学園

大台町立宮川小学校 未来屋書店鈴鹿店



移動式本棚

⑤ ブックドライブの実施

子ども食堂や放課後児童クラブなど子どもに関わる施設や団体の読書環境の充実のために、家庭や施設から読まなくなった書籍を回収し、新たな読み手に届ける「ブックドライブ」を実施し、本よもうねっと MIE の趣旨に賛同していただいている団体に寄贈しています。

【実施団体】岡三証券株式会社（7月実施済 194 冊回収し 5 団体に寄贈）

三重県庁（県職員を対象 11 月実施済 1,016 冊回収）

百五銀行株式会社（年度内に実施予定）



ブックドライブで集めた書籍



同書籍を読書イベントで配布する様子

⑥ 学校現場での取組

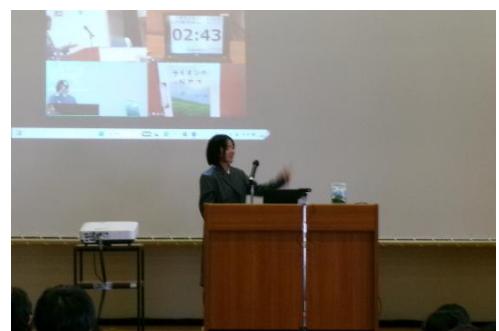
県内の小中学校では、読書の楽しさや大切さについて学ぶ「家読（うちどく）」の普及活動や本の読み聞かせのほか、好きな本を紹介し、新たな本と出会う書評合戦「ビブリオバトル」の普及活動に取り組んでいます。中学生および高校生による県大会を 12 月 26 日に開催予定です。

県立学校では、21 校が参画し（令和 7 年 11 月 30 日現在）、高校生が、本の感想を投稿・共有し、新たな本と出会う Web システム「三重の高校生の推し本データベース」を設置し、管理運営しています。今年度は、機能改善の支援を行っています。

また、県教育委員会では、今年度県立図書館で電子書籍が導入されるにあたり、県立学校の児童生徒が 1 人 1 台端末で利用できるよう支援を行っています。



三重の高校生の推し本データベース



ビブリオバトル三重県中学生大会の様子

（2）社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

① 本よもうねっと MIE の拡大

読書や子どもの育ちに関わる団体をつなぐことにより、それぞれの活動に拡がりを生み出し、読書環境の醸成を図るために、「本よもうねっと MIE」の会員拡大と会員相互の交流に努めています。

また、読書活動推進のためのポータルサイトを立ち上げ、県内の公立図書館、児童館や公民館、学校図書館が取り組む各種読書イベントなどを発信するとともに、本よもうねっと MIE の会員にメールマガジンとして情報発信しています。

【会員数】499（個人会員 105 団体会員 394）※令和7年11月30日現在

※主な団体…子ども食堂、放課後児童クラブ、児童館、隣保館、文化会館
お話会、書店、企業 など

【情報発信】メールマガジン（73回）SNS（95回）※令和7年11月30日現在

② 三重県子ども読書活動推進会議による検証

子どもの読書活動の推進を円滑に実施し、県内における読書活動の一層の推進を図るため、学識経験者や学校教育関係者などにより組織する三重県子ども読書活動推進会議を開催し、取組の進捗状況の把握と成果の検証を行っています（今年度2回開催予定）。

③ 読書活動に関する人材の育成

小中県立学校の学校司書や読書ボランティアを対象に、県立学校図書館の利用促進を行った好事例から学ぶ研修会を実施し、各校の実践について学び、関係者同士の交流を図っています（5回実施）。

3 今後の取組方針

読書活動の推進のためには、読書機会の確保とそれらを応援する体制づくりのより一層の充実が必要です。今後も関係団体と連携して取組を進めいくとともに、子どもたちが読書活動推進の取組に参画し、活躍できる機会の創出に努めます。

9 審議会等の審議状況について（令和7年9月25日～11月24日）

1 審議会等の名称	【1】三重県教育改革推進会議 【2】三重県教育改革推進会議 県立高等学校の在り方調査研究部会
2 開催年月日	【1】令和7年10月7日 【2】令和7年11月5日
3 委員	【1】会長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委員 石川 正浩 他10名 (うち出席者13名) 【2】部会長 松浦 直己 委員 井上 珠美 他8名 (うち出席者6名)
4 質問事項	【1】(1) 学力の向上について (2) これから県立高等学校の活性化について 【2】次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について
5 調査審議結果	【1】質問事項について審議が行われ、意見を得ました。 【2】質問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和 7 年 10 月 1 日
3 委員	会長 松岡 美江子 副会長 中村 佳子 委員 磯部 由香 他 7 名 (うち出席者 10 名)
4 諮問事項	三重県地方産業教育審議会の次期「審議のまとめ」の構成について
5 調査審議結果	次期「審議のまとめ」の策定に向けて、視点や方向性、構成について審議が行われ、意見を得ました。 ※「審議のまとめ」とは、本県における産業教育の今後の方向性や具体的な方策を示すもので、おおよそ 10 年ごとに策定しています。 (前回は平成 29 年 3 月策定)
6 備考	次回開催予定：令和 8 年 2 月頃

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和 7 年 10 月 6 日
3 委員	座長 池山 敦 委員 奥村 隆志 他 5 名 (うち出席者 7 名)
4 諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5 調査審議結果	令和 6 ・ 7 年度に行われたネットワークの活性化に関する審議のまとめについて、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和 8 年 3 月 3 日